

令和7年3月28日

吸収分割に係る事後備置書類

(吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項第2号に基づく事後備置書類)

東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社近鉄エクスプレス
代表取締役社長執行役員 鳥居 伸年

大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
近鉄グループホールディングス株式会社
代表取締役社長 若井 敬

株式会社近鉄エクスプレス（以下「分割会社」といいます。）および近鉄グループホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、令和7年2月14日、吸収分割契約を締結し、令和7年3月28日を効力発生日として、分割会社の社債関連事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関しまして、会社法第791条第1項第1号および会社法第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項を以下のとおり開示いたします。

I. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

令和7年3月28日

II. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過ならびに同法第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

1. 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った株主はいませんでした。

2. 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであり、分割会社に対し、会社法第785条第1項の規定に基づく株式買取請求を行った株主はいませんでした。

3. 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第787条第1項第2号に規定される新株予約権買取請求の対象となる新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項および第3項に基づき、令和7年2月21日に官報公告および電子公告にて、債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定により異議を述べた債権者はいませんでした。

Ⅲ. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過ならびに同法第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

1. 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第796条の2但書に規定する場合に該当するため、同条に基づく手続の適用はございません。

2. 会社法第797条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第797条第1項但書に規定する場合に該当するため、同条に基づく手続の適用はございません。

3. 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項および第3項に基づき、令和7年2月21日に官報公告および電子公告にて、債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定により異議を述べた債権者はいませんでした。

Ⅳ. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、効力発生日である令和7年3月28日をもって、本件分割により、分割会社から、同社の社債に係る債務（これに関連する契約その他の権利義務を含む。）および当該債務の金額に相当する金銭を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産および負債の額は以下のとおりです。

承継した資産の額：35,016,139,726円

承継した負債の額：35,016,139,726円

Ⅴ. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

令和7年3月31日に登記を申請する予定です。

Ⅵ. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

承継会社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項に規定する株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。なお、承継会社は、令和7年2月21日に電子公告を行い、承継会社の株主に対して、本件分割に関する公告を行いましたが、同法796条第3項の規定に基づき所定の期間内に本件分割に反対した株主はいませんでした。

以 上